

大阪府鉄道安全対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、鉄道利用者の安全確保を図るとともに、発災時における緊急応急活動機能を確保するため、鉄道施設の耐震補強事業及び浸水対策事業に要する経費の一部について、大阪府鉄道安全対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、以下の事業とする。

- (1) 大阪府域内にあり、乗降客数が一日一万人以上の既存の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅において、鉄道事業の用に供する鉄軌道駅の建築物、及び緊急応急人員輸送の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物で柱、基礎等の補強により耐震補強を行う事業
- (2) 大阪府域内において、全部又は一部が南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域内にある路線の高架橋・橋りょうのうち、地方自治体が指定する緊急輸送道路と交差又は並走する箇所において、緊急輸送道路の機能維持のために柱、基礎等の補強や落橋防止工の整備により耐震対策を行う事業
- (3) 大阪府域内において、全部又は一部が南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域内にある、片道断面輸送量が一日一万人以上の路線であって、ピーク一時間あたりの片道列車本数十本以上の区間の高架橋、橋りょう及び開削トンネルの機能維持のために柱、基礎等の補強や落橋防止工の整備により耐震対策を行う事業並びに乗降客一日一万人以上の駅（地平駅を除く。）の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物で柱、基礎等の補強により耐震対策を行う事業
- (4) 大阪府域内において、津波による地下駅又はトンネルへの浸水を防ぐために、駅出入口、トンネル坑口、換気口等の開口部及びトンネル内について、止水板、防水扉、浸水防止機等の整備により浸水対策を行う事業

(交付の対象等)

第3条 交付の対象は、鉄道事業者又は軌道経営者（西日本旅客鉄道株式会社を除く。）（以下「補助対象事業者」という。）が行う補助対象事業に必要な経費のうち、本工事費及び附帯工事費（移転補償費は含まない。）（以下「補助対象経費」という。）とする。

(補助金の額)

第4条 府が交付する補助金の額は、予算の範囲内とし、かつ、地元市町の補助する

額以内とする他、補助対象事業者毎に以下のとおりとする。

(1) 大阪市高速電気軌道株式会社を除く事業者の場合

補助対象経費に1/6を乗じて得た額以内とする。

(2) 大阪市高速電気軌道株式会社の場合

補助対象経費に102%を乗じた額の80%に相当する額の35%に相当する額に1/2を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、第1号様式による補助金交付申請書に第2号様式による補助事業実施計画書を添付して知事に提出するものとする。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金交付決定の通知等)

第6条 知事は、補助金の交付を決定したときは、第3号様式による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を附するものとする。

(経費配分の軽微な変更等)

第7条 規則第6条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、流用先の費目の当初計画額の30%以内の増額又は、1千万円以内の増額のいずれか低い額の経費の配分の変更とする。

2 規則第6条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、1千万円以下の工事件名の追加とする。

3 補助対象事業者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定による知事の承認を受けようとするときは、第4号様式による補助事業経費配分(内容)変更承認申請書に第2号様式による補助事業実施計画変更書を添付して知事に提出しなければならない。

4 補助対象事業者は、第1項又は第2項に定める軽微な変更を行ったときは、第5号様式による実施計画変更届に第2号様式による補助事業実施計画変更書を添付して知事に届け出なければならない。

(申請の取り下げ)

第 8 条 補助対象事業者は、規則第 7 条の規定による通知を受け取った日から起算して 30 日以内にその理由を記載した書面を知事に提出することにより、補助金交付申請を取り下げることができる。

(状況報告)

第 9 条 規則第 10 条の規定による報告は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について毎四半期終了後 10 日以内又は、知事の請求があったときは速やかに、第 6 号様式による補助事業実施状況報告書に第 6-2 号様式による補助事業実施状況表を添付して知事に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、第 6 号様式による補助事業実施状況報告書に第 6-3 号様式又は第 6-4 号様式による補助事業実施状況表を添付して知事に提出し、その指示を受けなければならない。

3 補助対象事業者は、補助事業年度以降において国及び地元市町から書類の提出を求められた場合は、同書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条の規定による報告は、補助事業完了の日から 20 日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする年度の 3 月末のいずれか早い日までに、第 7 号様式による補助事業完了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、補助金の交付を受けようとする年度の 3 末日までに第 8 号様式による補助事業年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 11 条 知事は、前条に定める実績報告書の提出を受けたときは、規則第 13 条の規定による補助金の額を確定し、第 9 号様式による補助金確定通知書を補助対象事業者に送付する。補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第 10 号様式による補助金完了払請求書を知事に提出するものとする。ただし、知事は、事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、規則第 5 条に規定する補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

2 補助対象事業者は、前項ただし書の規定による補助金の交付を受けようとするときは、第 10-2 号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 12 条 知事は、補助対象事業者が府補助金の交付を受けたにもかかわらず、当該年度内（出納整理期間含む。）に国から大阪府の補助額に応じた金額以上の補助金

の交付を受けなかった場合、地元市町から大阪府と同額以上の補助金の交付を受けなかった場合、及び補助事業年度以降において国又は地元市町から補助金の返還を求められた場合は、補助金の全部又は一部の返還を補助対象事業者に対して命ずるものとする。

- 2 知事は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の整理)

第 13 条 補助対象事業者は、補助事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿の内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第 14 条 補助対象事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるように整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第 15 条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、知事が別に定める期間保存しておかなければならない。

- (1) 第 13 条第 1 項に規定する帳簿
- (2) 取得財産等の得喪に関する書類
- (3) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第 16 条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第 17 条 規則第 19 条ただし書の知事の定める期間は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限期間（平成 22 年国土交通省告示第 505 号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

(監督)

第 18 条 知事は、必要と認めるときは、補助対象事業者に対して補助事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めるものとする。

附 則

この交付要綱は、平成 23 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この交付要綱の一部改正は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この交付要綱の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この交付要綱の一部改正は、平成 27 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この交付要綱の一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。